

令和6年神奈川県議会第3回定例会 防災警察常任委員会

令和6年10月2日

◆西村くにこ委員

公明党の西村でございます。よろしくお願ひいたします。
私からは、まず、かならいんについて、伺わせていただきたいと思います。
性犯罪・性被害を受けられた方、そういった方々の支援を実施されている、
かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」において、従来の電話による相談に加えて、7月からは、LINEを活用した相談も開始をされていると伺っています。3か月が経過をいたしました。その状況について、確認したいと思いますが、その周知について、まず、どのように行ってこられたのでしょうか。

◎犯罪被害者支援担当課長

かながわ性被害相談LINEの周知につきましては、LINE相談用周知カード、このようなものを新たに作成いたしまして、特に、若い人の利用が進むよう、小学校から大学まで、県内全ての学校に配布することで、学生や教職員等への周知を図りました。

また、主に保護者や御家族等へ周知するため、LINE相談開設時に地域情報紙、タウンニュースの県内全地区へ記事広告を掲載いたしました。そのほか、県ホームページへの掲載やLINE広告、インスタグラム広告、インターネットリスティング広告を通じまして、幅広く県民に対し周知を行っています。

◆西村くにこ委員

今、見えないという御意見があったので、ちょっとお借りしていいですか。
委員の皆さんに、それからインターネットで御覧の皆さんにも。このぐらいのカードのものを配っていただいたんですね。ありがとうございます。

ちなみに私も大量に頂いて、相当お配りをさせていただきましたが、このサイズなので、お若い方は、結構受け取りやすかったみたいですね。ありがとうございます。

周知の結果について、理解しました。

次に、実際の相談状況について、伺います。7月にスタートしたということは、3か月経過したわけですが、これまでの相談状況は、どのようになっているでしょうか。

◎犯罪被害者支援担当課長

本年7月2日に開設しましたLINE相談ですが、火・木・土曜の週3回、16時から21時に受付しております。サーバの開始から3か月で74件の相談を受理しています。

また、相談時間外にも約100件、相談を希望されている方がおり、これらの方につきましては、LINE上で自動応答により、電話相談や別日での相談を

御案内しております。

◆西村くにこ委員

時間外の方がいたということあります。その追跡はできているのであれば、できれば違う曜日とか、違う時間内に拡充をしていただけたらなというふうに思うんですが、そもそもLINE相談は、子供や若者も相談しやすくするためにということでスタートしたんだというふうに思っているんですが、電話相談と比較して、子供さん、それから若者、こういった方からの相談は増えたんでしょうか。

◎犯罪被害者支援担当課長

20歳未満が受けた性被害について、電話相談では、両親や御家族等、周囲の方から相談を受けることがほとんどであり、子供、若者等の被害者本人から直接、電話がかかってくることは約2割程度となっております。一方、LINE相談では、10代の被害者本人からの相談が約4割を占めており、これまで電話相談につながりにくかった子供、若者等の被害者本人からの相談が多くなっていると認識しております。

◆西村くにこ委員

子供、若者からの直接の相談が増えているということです。相談しやすくなっている状況を理解しました。

その子供、若者からの相談も含めて、LINEでの相談者の中には、支援が必要になるケースもあるというふうに思うんですが、そういった場合、どのように支援につなげているんでしょうか。

◎犯罪被害者支援担当課長

LINEでの相談者は、電話で相談することに抵抗があるなどの方などがおり、直接、支援につなげていくには慎重な対応が必要です。そこで、相談の内容から支援の必要性があると思われる場合は、LINE相談の相談員から性感染症検査や証拠採取等の医療機関の受診、法律相談、カウンセリング等、かならいんの支援について御説明し、御本人が納得して支援を希望された場合には、速やかに県の担当者に連絡が入ります。支援の対象となった場合は、LINEで連絡先等をお伺いするか、直接、かならいんの電話相談を紹介し、必要な支援につなげています。

◆西村くにこ委員

LINEを活用したことによって、どうやら年代層も、より若い方々にもアプローチできるようになったようであると。先ほども申し上げましたが、時間外にLINEを活用した方もいるということですから、今あの、週3日ですか、それから16時から21時とおっしゃったのを、もうちょっと時間を広げるのか、あるいは曜日をね。ちなみに、私だけの実感かもしれません、議員の相談って金曜日の夜、すごく多いんです。平日、悩んで悩んで、金曜日の夜に

最後、私たちに電話がかかってきて、私たちも土日どうしていいか分からないまま激励をするなんていうことが結構あつたりするんですが、そういうことを考えると、火・木・日、火・木・金・日とかね、やっていただけるといいのかなと。できれば本当は、24時間体制というのが望ましいんですが、まずは、より一層の拡充をお願いします。

それから、もう一つ、これは質問ではないんですが、被害者支援は分かりましたけれども、今回、本会議で加害者に対する再犯防止について、私ども公明党の代表質問で取り上げさせていただきました。この質問は、再犯防止推進計画を策定している福祉子どもみらい局が担当されたんですが、私ども公明党の主張というのは、果たして福祉子どもみらい局でええのかなという話なんですね、特に、性犯罪に関して。というのが、この再犯防止推進計画は、高齢者とか、あるいは障害者の方々が新たに就労に結びついたり、家を確保したりという観点で、福祉の窓口が担当をされている。でも、性犯罪の再犯防止ってちょっと違うんじゃないというのが、私ども公明党の主張です。

例えば、再犯自体がそんなに数として上がっていないじゃないかという方もいらっしゃるんですが、そもそも、性的暴行のほとんどが警察に通報されていないわけですから、この法務総合研究所が上げている数字というのは当てにならないなというふうに思っているし、それから、再犯防止について言うと、捕まった方というのかな、捕まってしまった人たちが、刑事施設とか保護観察所ではそういうプログラムを受けるけれども、社会に出てきてから、社会内で実行可能な治療とか再犯防止のプログラムというのがなかつたら、なかなか再犯の防止につながらないんじゃないかなというふうに思います。

調べてみたら、性犯罪の再犯につながりやすい三つの要素というのが通常の犯罪とは別にあって、一つは支配性、攻撃性。ストレスを解消したり過去の被害体験とかの仕返しをするような思いで、弱者を狙って暴力や凶器を使って思いを遂げてしまうという犯罪。だから子供が対象になったり、障害者が対象になったりする性犯罪があります。

またもう一つ、障害特性。発達とか知的の障害があって、相手の気持ちを酌み取れない、拒否されていることに気づかないで犯罪に及んでしまう。

また、一つ言われているのが依存性です。パラフィリア障害等とも言われているそうですが、普通ではない対象や行為、または状況に関して、反復的に強烈な性的衝動を感じてしまうというのがあるんだそうです。医学的な見地も必要で、専門的な考え方も必要でしょう。

知事答弁では、今後の、例えば日本版D B Sの運用を見ながらとか、個人情報にも配慮をしてということがありました、性犯罪の再犯を防ぐという加害者の支援という側面と、やはり犯罪を抑止するという二つの側面で、当たるべきは福祉ではなくて、私はやはり、くらし安全防災局にそういう部局があり、研究をし、取り組むべきではないかなというふうに思っています。

長々、何でしゃべったかというと、質問をしたいといつても、まだ受けてくれるところがどこにもないんですね。ぜひ、次、質問したときには、受けていただける体制を整えていただきたいと要望をして、この質問を終わります。

次に、消防学校の老朽化について、伺わせていただきます。

そんな元気いっぱい言うことじゃないだろうと思われるかもしれません、せんだって、ディザスターシティ、災害救助訓練所がより一層拡充されましたと伺ったので、我が会派で視察をさせていただきました。本当にすばらしいなと思って見させていただいたんですが、その途中、通った訓練生が寝泊まりをしている宿泊棟、実は、ここが床にさきくれがあつたりひび割れがあつたり、天井や壁紙が破れたり崩れたりしているという、老朽化が進んでいる状況があるというふうに、かいま見させていただきました。

ここは、地域防災力の要となる消防職団員が、日々の訓練に集中できる環境を整えていかなければいけないんじゃないかななどというふうに思いまして、質問をさせていただきます。

まず、消防学校の法令上の位置づけ、確認させてください。

◎消防保安課長

消防学校は、消防組織法におきまして、都道府県は、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならないと規定されているものによるものです。

◆西村くにこ委員

つまり、都道府県が設置をしていかなければいけないということですね。

県消防学校では、県内の消防職団員に対して、年間を通してどのような教育訓練を実施しているんでしょうか。また、その際、訓練生が寝泊まりする宿泊棟の利用状況についても、伺います。

◎消防保安課長

消防学校では、県内市町、横浜市を除きますが、県内市町が採用した消防職員に対して、4月から9月まで、初任教育を実施しています。また、10月から3月までは、在職者に対する専門的な教育訓練、こちらを実施しています。これらの教育訓練を受講する者は、原則として消防学校の宿泊棟を利用しています。

また、消防団員向けの一部の訓練にあっても、宿泊棟を利用し、1泊2日程度の日程で集中的に実施しているものもございます。

◆西村くにこ委員

宿泊棟の老朽化の状況は、訓練生の生活や訓練にも影響が出るんではないかと懸念をするところですが、どのように認識されていらっしゃいますか。

◎消防保安課長

消防学校の宿泊棟は、日中、激しい訓練を行った訓練生が疲労した体を休めたり、また、時には自習に励むという貴重な場です。現在、こうした訓練生の訓練や生活に具体的な支障が生じているという状況にはないと考えていますけれども、建築後、年数が経過しております、比較的新しい他県の施設と比べま

すと、老朽化が進んでいる面があることは否めないというふうに認識しております。

◆西村くにこ委員

それでは、老朽化した宿泊棟の環境改善に向けて、今後どのように取り組んでいこうとお考えでしょうか。

◎消防保安課長

消防学校の宿泊棟は、訓練生が集中して訓練に取り組めるような施設であるべきだと考えております。そうした観点から、消防学校の老朽化した宿泊棟についても、全国的な状況や市町村の意見なども踏まえながら、修繕も含め、環境改善に向け、必要な対応については、府内での調整も含めまして、検討していきたいと考えております。

◆西村くにこ委員

具体的な支障が出ていないとお答えになったんですが、具体的な支障が出てからでは遅いと思いますので、どうぞ訓練をされている方が体を休めて、訓練に専念ができる環境づくりに取り組んでいただきますように、よろしくお願ひをいたします。

防災分野における女性の参画について、伺っていきたいというふうに思います。

この問題については、東日本大震災で避難所等における女性への配慮不足が問題となつたことを踏まえて、ちょうどその年に、私、初当選だったんすけれども、以来、ずっと取り組ませていただきました。また、我が党としては、女性議員による全国調査も行わせていただいて、質疑を展開をしたものであります。一歩二歩、前進をしているとは認識をしながらも、本年1月の能登半島地震では、同様に同じようなことが、やはり女性の視点が生きていないとか、生かされていないといったことが取り上げられておりました。先日の本会議の我が会派の一般質問でも取り上げさせていただいたと。

そこで、災害のたびに繰り返される、この女性の参画、視点の問題、これまでの県議会での質疑も踏まえて伺わせていただきます。

まず、自治体の防災セクションにおける女性の比率の低さ、これが指摘をされているわけですが、人事の問題ですから、防災の部門だけで改善が図られることではないということは、理解はしているんですが、くらし安全防災局では、女性の職員の比率、どうなっているのか、分かった上で伺いたいと思います。

また、夜間とか休日を問わず災害は発災をしてしまうので、緊急時の対応が求められることも、全国的に女性職員が少ない要因になっているとも伺っていますが、防災を所管する立場から、こうした状況をどのように認識をされているのか、教えてください。

◎くらし安全防災局管理担当課長

委員御指摘のとおり、国の男女共同参画のガイドラインによれば、全国の多くの自治体で防災危機管理担当部局の女性職員比率は、組織全体の女性職員比率と比較して極めて低くとどまっており、その理由として、災害関連の業務は、緊急対応が必要になる部分も多いため、女性よりも男性が優先される領域と考えられていることなどを挙げています。

くらし安全防災局の女性職員の比率は、全職員数 197 名のうち女性職員 46 名で、約 23% となっており、全庁平均の約 40% を下回っており、全国と同様の傾向となってございます。

くらし安全防災局では、災害対応の業務において、男女で適性等に違いはないと考えております。平日夜間や休日の当直勤務に関しては、女性をなるべく休日の昼間に充てるなどの配慮は行っているものの、気象警報や地震発生などの緊急時の配備においては差を設けておらず、同じ業務を担うこととしたしております。

◆西村くにこ委員

次に、女性に配慮した備蓄について、伺わせてください。

令和 3 年、生理の貧困の問題を取り上げて代表質問をさせていただきました。その折に、県庁における生理用品の備蓄の必要性を指摘したところ、知事から、県庁や帰宅困難者の一時滞在施設などで備蓄を進めるとの答弁をいただいたところです。本県における生理用品の備蓄の状況は、どうなっているんでしょうか。

また、避難所における備蓄も重要だというふうに考えますが、避難所運営を行う市町村への支援の状況についても、併せて伺います。

◎危機管理防災課長

生理用品の備蓄状況でございますが、令和 5 年 4 月 1 日現在で、本県の備蓄は約 13 万枚、それから市町村では約 140 万枚となっています。

市町村に対しては、県の避難所マニュアル策定指針に、生理用品の備蓄や配布方法など女性への配慮事項を記載するとともに、県の地域防災力強化事業費補助金で、市町村の行う生理用品等の備蓄を支援できるようにしています。

◆西村くにこ委員

大分、ほとんどの市町も、それから都道府県も配置をされるようになりました。

すみません、分かつたらでいいんですが、生理用品を備蓄するようになったんですけど地域で言ったら、お母さま方から、尿漏れパットは備蓄していますかと聞かれたんですけれども。それともう一つ、災害のときによく活用される、おりものシートというものは御存じでしょうかね。そういうものの備蓄とかは把握していらっしゃいますか。

◎危機管理防災課長

現時点での段階ですが、備蓄はないという状況でございます。

こういったものもですね、県の指針への位置づけ等もですね、今後、検討していきます。

◆西村くにこ委員

聞いてみてよかったです。県内の市町では、尿漏れパットについては備蓄をするところがとても増えてまいりました。それから、おりものシートというのは、あまりこういう委員会で出たことがない言葉だと思いますが、下着を頻繁に替えられないで、そういうものを用意しておくことによって、衛生的に、安全に保てるということなんだそうです。どうぞ、こういうことも考えていただいて、そういうことって、やはり女性が参画することによって声が上がってくるのかなというふうに思います、最後に県は、女性の視点を踏まえた防災・減災対策に、今後どのように取り組んでいこうと思うのか、所見を伺います。

◎危機管理防災課長

引き続き、女性の視点をテーマにした避難所運営講習会や、女性消防団員の能力向上を図る訓練・研修などに取り組むとともに、防災アドバイザーの助言などを生かし、必要な対策を進めてまいります。

また、市町村における女性の視点からの対策が進められるよう、機会を捉え、防災アドバイザーから市町村へ助言をお願いするとともに、市町村に対し、積極的に県のアドバイザーを活用するよう働きかけていきます。

さらに、現在、進めている地震被害想定の見直しの中で、県民目線からの被害シナリオの検討を進めているところでございますので、その中で女性目線での被害シナリオも検討し、県民の方への啓発も工夫していきたいと考えています。

◆西村くにこ委員

女性の参画によって新たな課題が見えてくるということは、まだまだあろうかというふうに思います。一つ、笑い話みたいな話なんですが、生理用品が避難所に届きました。避難所運営しているのは、お父様方おじ様方でございます。女性の皆さん集まってくださいという声がかかって、お若い方からお年寄りまで一斉に女性が1列に並べられて、1個ずつ生理用品が配られたんだそうです。このことを笑える人と、何のこっちゃと思う人がいるんだというふうに思います。女性からしたら、それは支援にはなっていないよっていうこと。どういうことなのか、いま一度考えていただいて、女性の視点を盛り込むことが本当に命を守ること、そして安全で暮らしやすい、過ごしやすい社会をつくることにつながるんだと認識をしていただければ幸いです。

以上で、質問を終わります。